

# 「議会議員の政治倫理に関する条例」を制定しました

武豊町議会では、平成24年1月、議会改革を進めるため、武豊町議会基本条例を制定しました。

この議会基本条例の第16条に、町議会議員の政治倫理に関する事項を定めることとしています。

この規定を受け、議会基本条例運営委員会では、昨年7月から、半田市議会、大府市議会への視察など、調査・研究を重ねてきました。平成25年3月にはパブリックコメントを実施し、5月9日の臨時会で「武豊町議会議員の政治倫理に関する条例」を制定しました。

## 武豊町議会議員の政治倫理に関する条例の主な特徴

- 1 議員が犯してはならないこととして、政治的・道義的批判を招く寄附受領の禁止などの4項目の基準を設けている。
- 2 町民および議員は、議長に対し、基準に違反した疑いのある議員の審査請求を行うことができる。(審査請求の要件あり。)
- 3 議長は、審査請求を受けた場合、その要件を確認し、正当な請求であることを認めるときは、審査会を設置する。
- 4 議長は、審査会の審査の結果、この条例に違反すると認める結果が報告された場合、対象議員に対し、議会の議決を経て、必要な措置を講ずる。



### 議会だより特別委員会

委員長 梶田 稔  
副委員長 本村 強  
委員 小寺 岸子  
青木 宏和  
後藤 光明  
青木 信哉

議会だよりは、年4回発行され、定例会での議案の審査や一般質問の内容、視察の報告など、町民と議会をつなぐ大事なメディアです。正確で分かりやすい議会の情報発信を心がけたいと決意を新たにしています。

議会だより  
特別委員会  
新たなメンバーで